

笠間市立小中学校の適正配置について【答申概要】

笠間市立小中学校学区審議会

児童生徒数の減少を背景に、笠間市立小中学校学区審議会は笠間市教育委員会の諮問を受け、第 2 期笠間市立学校適正規模・適正配置基本計画（以下。「基本計画」）の具体化に向けた審議を重ねてきました。

審議は適正規模の確保を基本的な考え方とし、基本計画にて示された「適正配置の見直しが必要である」と想定される学校（小学校は稲田小・大原小・岩間二小、中学校は稲田中）を適正配置の対象校としました。10 年後 20 年後の学校のあるべき姿を審議し、学校の特徴や地域性に合わせ、子どもたちにとってより良い教育環境を提供するための学校の在り方について答申されました。

答申書では、対象校の所在する地区の特徴について触れたうえで、適正な学校規模を確保するための内容やその際に留意すべき事項について示しています。

○笠間市立学校の適正規模（基本計画より）

学校種別	学級数	1 学級当たりの児童生徒数
小学校	12～18 学級（1 学年当たり 2～3 学級）	最大 30 人（平均 24 人程度）
中学校	9 学級以上（1 学年当たり 3 学級以上）	最大 35 人（平均 30 人程度）

○「適正配置の見直しが必要である」と想定された学校と理由（基本計画より）

学校名	理由
稲田小学校	令和 11 年度から新入生 18 人に満たない見込み
大原小学校	令和 6 年度から新入生 18 人に満たない見込み 複式学級が想定される見込み
岩間第二小学校	今後も継続して新入生 18 人に満たない見込み
稲田中学校	令和 11 年度から各学年で単学級となる見込み

○学区審議会での審議結果

学校名	内容	留意事項
稲田小学校 稲田中学校	稲田小学校を稲田中学校に統合し、一つの義務教育学校とした上で、小規模特認校として笠間市全域からの児童生徒を受け入れ、児童生徒数の確保を行うことが望ましい。	適切な交通手段の確保が必要である（路線バス等の取り扱い）。
大原小学校	・学校の構造や設備、地域や施設の特徴を活かし、小規模特認校として笠間市全域からの児童生徒を受け入れ、児童生徒数の確保を行うことが望ましい。 ・調整区域は児童および保護者の負担とならないよう、大原小学校区と友部小学校区に学区を指定し調整区域を解消することが望ましい。	現在は、「指定校変更制度」が整備されていることから、調整区域とされている地域について、学区の指定を行うことが望ましい。
岩間第二小学校	岩間第一小学校、岩間第二小学校、岩間第三小学校を岩間中学校に統合し、一つの義務教育学校とすることが望ましい。	小学校校舎の増築、進入路の拡幅整備、スクールバス等適切な交通手段の確保、運行に必要な進入路や転回場整備が必要となる。

○今後のスケジュール（予定）

教育委員会にて適正配置実施計画（素案）を策定したうえで、地域との意見交換を行い、方向性を決定したのちに、実施計画を策定し具体的な方向性を明示していく予定です。

4月

- ・学区審議会からの答申書の議会への報告、ホームページ公表
- ・関係者（学校・保護者・地域住民）への情報提供（週報・SNS等を活用）

5月

- ・適正配置実施計画（素案）の策定

6月

- ・実施計画（素案）に関する庁内協議（政策調整会議・庁議）
- ・実施計画（素案）の議会への報告（全員協議会）

8月

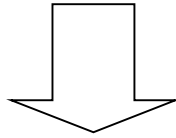
- ・実施計画（素案）をもとに地域との意見交換会の実施
- ・意見を受け実施計画（素案）の修正

9月

- ・修正後の実施計画（案）に対するパブリックコメントの実施

10月

- ・実施計画の決定



実施計画に基づく検討事項等

- ・実施計画に基づく学校間・地域間の調整、準備委員会の発足
- ・関係する区長やPTA代表者との検討会の実施
- ・再編に向けた報告（政策調整会議・庁議・全員協議会）
- ・教育環境・施設整備のための予算要求
- ・統合後の学校の教育方針・学校運営方針の検討
- ・学校設置条例等の改正に向けた調整
- ・義務教育学校設置で進めるための県等への法的手続き